

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1-1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定（後記3-1）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（後記3-2）、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（後記3-3）、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（後記3-4）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（後記3-5）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（後記3-6）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（後記3-7）、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（後記3-8）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（後記3-9）、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（後記3-10）、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（後記3-11）、<u>日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（後記3-12）及び経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（後記3-13）</u>を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p>	<p>1-1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定（後記3-1）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（後記3-2）、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（後記3-3）、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（後記3-4）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（後記3-5）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（後記3-6）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（後記3-7）、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定（後記3-8）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（後記3-9）、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（後記3-10）、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（後記3-11）<u>及び</u>日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（後記3-12）を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>3-13 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成 24 年条約第 2 号）</u></p> <p><u>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>同協定に基づくペルーの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定第66条の規定において定める同協定に基づく原産地証明の確認手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については、関税法施行令第61条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</u></p> <p>(2) <u>同協定に基づく締約国品目証明書¹の提出については、その証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下の場合であって、特惠待遇を受けることのできる品目に分類されるか否かを決定するために必要があるときは、令第61条第 4 項ただし書の規定に基づき、その提出を求めるものとする。</u></p>	